

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年 3 月29日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

鳥取県病院局管理規程第 3 号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第 5 条 次の表の第 1 欄に掲げる病院ごとに、同表の第 2 欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第 3 欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第 4 欄に掲げる室を置く。</p>			<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第 5 条 次の表の第 1 欄に掲げる病院ごとに、同表の第 2 欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第 3 欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第 4 欄に掲げる室を置く。</p>		
鳥取県立中央 病院	医療局	略	鳥取県立中央 病院	医療局	略
		心臓内科			心臓内科
		呼吸器内科			
		消化器内科			
		血液内科			
		糖尿病・内分泌・代謝 内科			
		腫瘍内科			
		略			略
		消化器外科			呼吸器外科
		呼吸器・乳腺・内分泌 外科			
	略	略			
	血液浄化室	臨床研修支援室			
	略	略			
	医療安全対 策室	医療安全・ 感染防止対 策室			
感染防止対 策室					
略	略				
救命救急セ ンター	救命救急セ ンター				
略	略				
女性職員支 援室	女性職員支 援室				
臨床研修セ					
	血液浄化室				

	ンター	
	糖尿病教育センター	
鳥取県立厚生 病院	医療局	略
		心臓血管外科
		乳腺外科
		略
		集中治療室
	新生児集中治療室	
略		

鳥取県立厚生 病院	医療局	略
		心臓血管外科
		略
		集中治療室
	略	

(病院の所掌事務)

第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

医療局	略	
	集中治療室	<ol style="list-style-type: none"> 1 新生児以外の患者の集中治療に関する事。 2 集中治療室の管理に関する事。 3 その他新生児以外の患者の集中治療に必要な事項に関する事。
	新生児集中治療室	<ol style="list-style-type: none"> 1 新生児の集中治療に関する事。 2 新生児集中治療室の管理に関する事。 3 その他新生児の集中治療に必要な事項に関する事。
	血液浄化室	<ol style="list-style-type: none"> 1 血液浄化に関する事。 2 血液浄化室の管理に関する事。 3 その他血液浄化に必要な事項に関する事。
略		
事務局	略	
	管財課	<ol style="list-style-type: none"> 1 資産の取得、管理及び処分に関する事。 2 施設の管理及び保全に関する事。 3 施設の営繕に関する事。 4 物品の出納及び管理に関する事。 5 薬品、診療材料等の購入及び交付に関する事。

(病院の所掌事務)

第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

医療局	略	
	集中治療室	<ol style="list-style-type: none"> 1 集中治療に関する事。 2 集中治療室の管理に関する事。 3 その他集中治療に必要な事項に関する事。
	臨床研修支援室	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨床研修医の管理監督に関する事。 2 臨床研修支援室の管理に関する事。 3 臨床研修に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関する事。
略		
事務局	略	
	管財課	<ol style="list-style-type: none"> 1 資産の取得、管理及び処分に関する事。 2 施設の管理及び保全に関する事。 3 施設の営繕に関する事。 4 物品の出納及び管理に関する事。 5 薬品、診療材料等の購入及び交付に関する事。

	6 医療機器の保守点検に関すること。
医療安全対策室	1 院内の医療安全管理に関する指導、企画及び調整に関すること。 2 その他医療安全対策に必要な事項に関すること。
感染防止対策室	1 院内の感染防止に関する指導、企画及び調整に関すること。 2 その他感染防止対策に必要な事項に関すること。
略	
女性職員支援室	1 女性職員の勤務環境等の改善に関すること。 2 女性職員の相談支援に関すること。 3 院内保育に関すること。 4 女性職員支援室の管理に関すること。
臨床研修センター	1 臨床研修医の管理監督に関すること。 2 臨床研修支援センターの管理に関すること。 3 臨床研修に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関すること。
糖尿病教育センター	1 糖尿病についての教育に関すること。 2 糖尿病教育センターの管理に関すること。 3 その他糖尿病についての教育に必要な事項に関すること。

(職制)

第7条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、

	6 医療機器の保守点検に関すること。
略	
女性職員支援室	1 女性職員の勤務環境等の改善に関すること。 2 女性職員の相談支援に関すること。 3 <u>病児病後児の院内保育</u> に関すること。 4 女性職員支援室の管理に関すること。

(職制)

第7条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、臨床研修支援室、

<p>女性職員支援室、<u>血液浄化室</u>、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、中央滅菌材料室、新生児集中治療室及びがん相談支援室に副室長を、<u>救命救急センター</u>、<u>周産期母子センター</u>、<u>中央手術センター</u>、<u>地域連携センター</u>、<u>臨床研修センター</u>及び<u>糖尿病教育センター</u>に副センター長を置くことができる。</p> <p>6・7 略</p>	<p>中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、中央滅菌材料室、新生児集中治療室及びがん相談支援室に副室長を、地域連携センターに副センター長を置くことができる。</p> <p>6・7 略</p>
---	--

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。